

京都市告示第 306号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成21年10月30日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
京都市西賀茂自転車駐車場	京都市下京区綾小路通烏丸西入 童侍者町167番地 財団法人京都市都市整備 公社	左記の施設の供用を開 始する日から平成27 年3月31日まで
京都市御射山自転車等駐車場	同 上	同 上

(建設局土木管理部自転車政策課)